

令和5年6月
(第35回)

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和5年6月26日(月曜日)

令和5年6月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年6月26日(月曜日) 午前9時00分～午前9時40分

2 開催場所 南大隅町役場 本庁

3 (1) 出席委員(12人)

会 長	13番	橋口 初男
委 員	1番	山之口 勝一
〃	2番	北之口 洋一
〃	3番	富田 良成
	5番	後藤 望
〃	6番	淵脇 耕二
〃	7番	溝田 耕一
〃	8番	東山崎 勝一
〃	9番	吉永 一雪
〃	10番	田淵 哲朗
〃	11番	徳留 徳次
〃	12番	横原 洋伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 木佐貫 公子
事務局書記 中島 大貴
事務局会計年度職員 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第119号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第120号 非農地証明願いに係る証明について
議案第121号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和5年6月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は12名です。全員出席ですので総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、11名の出席でございます。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、6番の淵脇委員と7番の溝田委員の両名を指名致します。
本日の会議書記には事務局職員の中島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第119号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
許可申請は3件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが3件でございます。

(2ページ 議案第119号の議案書、3ページの集計表の読み上げ)

受付番号1番の資料については、4ページ、5ページをそれぞれお目通しください。
また、別添の調査表についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思ひます。
よろしくお願ひします。

議長： ありがとうございます。それでは、担当委員の現地調査の報告を求めます。
簡潔にお願いします。

1 番： はい。1番の山之口です。6月19日15時より田邊推進委員と譲受人と3人で現地
調査を実施しました。現地は、〇〇より東側約250mに位置しており、現在早期水
稲が作付けされています。譲渡人と譲受人は兄弟であり、譲渡人は相続を受けた後は
農業経験はなく、長年譲受人が耕作してきた農地です。譲受人は会社役員をしながら
長年バレイショ、水稻やWCS等で農業を営んでおり、問題はないと考えます。よろ
しくお願ひします。

議長： ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明および担当委員の報告がありまし
たが、これより質疑に入ります。
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。
地区担当の田邊推進委員、何かご意見等ありませんか。

(意見、質疑なし)

議長： よろしいですか。それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断を

いただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可やむなしとされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第119号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第119号、受付番号1番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第119号、受付番号2番についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局： 受付番号2番につきましては、6ページ、7ページです。それぞれお目通してください。また、別添の調査表についても、併せてご覧いただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長： ありがとうございます。
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

5番： はい、5番後藤です。6月21日午前9時半より譲受人と石走推進委員と私で現地調査を行いました。現地は国道〇〇号線〇〇付近から〇〇を300mほど登ったところで、イノシシなどの侵入を防ぐ柵のすぐ下にあります。現在は、3筆ともほとんど耕作されていない状態です。調査の意見としては、譲受人と譲渡人は親戚同士で、譲渡人より何とかしてほしいとの相談に譲受人が応えた形です。譲受人は幅広く事業を営んでおり、現地を農地として活用する意向であり、3条申請を認めることに問題はないと考えます。審議のほどよろしくお願いします。

議長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当委員の石走推進委員もなにかあればお願いします。

推進委員： はい。

議長： 石走委員どうぞ。

推進委員： 後藤委員と一緒に現地確認を行いました。申請に関して、私も何ら問題ないと考えますのでよろしくお願いします。

議長： ありがとうございます。他にご意見ございませんか。よろしいですか。それでは、受付番号2番について、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号2番について、許可やむなしとされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、
議案第119号受付番号2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第119号受付番号2番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議題第119号受付番号3番についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局： 受付番号3番につきましては、8ページ、9ページです。それぞれお目通しください。
また、別添の調査表についても、併せてご覧いただきたいと思ひます。
よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。
簡潔をお願いします。

5 番： 5番後藤です。6月21日午前9時より譲受人、石走推進委員、私の3人で現地調査
を行いました。現地は、国道〇〇号線〇〇集落の南100mほど山側に登ったところ
にあります。今年も譲受人がじゃがいもを作ったとのことで、その後綺麗に耕運され
ていました。調査の意見としましては、耕地整理の際に手違いで譲渡人名義のままに
なってしまったようです。譲受人は継続してじゃがいもを作るとのことで、3条申請
を認めることに何ら問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより質
疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ございませんか。
地区担当の石走推進委員、何かご意見等ありませんか。

推進委員： はい。

議 長： 石走委員どうぞ。

推進委員： 後藤委員の報告のとおり、二人は親戚関係で、耕地整理の際に手違いがあったよう
です。申請には何ら問題ないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議 長： ありがとうございます。他にございませんか。よろしいですか。
それでは、受付番号3番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと
思ひます。推進委員の皆さんにお伺ひします。
議案第119号受付番号3番について「許可やむなし」とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員「許可やむなし」でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただいまの推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第119号受付番号3番について許可することに賛成される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第119号受付番号3番は、許可することに決定いたします。

議長：次に、議案第120号「非農地証明願いに係る証明について」を議題といたします。申請件数は1件です。事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、10ページの議案第120号の議案書をご覧ください。今月の非農地証明願いに係る証明の申請は1件です。

(10ページ 議案第120号の議案書の読み上げ)

受付番号1番の資料については、11ページから12ページです。
また、その他資料に現地の写真がございますので、それぞれ御目通しください。
よろしくをお願いします。

議長：ここで担当委員の現地調査の報告をお願いします。

7番：はい。7番溝田です。6月21日9時より野村推進委員と2人で調査いたしました。〇〇の北東側およそ500mの台地で、通称〇〇の一部です。現在、北側の傾斜地で雑木が生い茂っています。まわりは山林化してます。調査の意見として、申請人は12年ほど前、父親死亡後、この土地を相続されており、その後耕作されておらず、雑木等が生い茂り、周囲の状況を見てもとても農地復旧は難しいと考えます。以上です。

議長：ありがとうございます。ただいま、事務局からの説明および報告がありましたが、これより質疑に入ります。
農業委員、推進委員問わず、ご意見ご質問等はありませんか。
地区担当の野村推進委員、なにかご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長：よろしいですか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第120号について、承認やむなしとされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：ありがとうございました。全推進委員「承認やむなし」でございます。それでは農業委員による採決をいたします。
ただいまの推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第120号について、承認される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第120号は非農地として承認することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第121号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局： 町長より農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明します。

(13ページ 議案第121号の議案書の読み上げ)

14ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)

15ページ以降の集積計画については、それぞれ御目通しください。

議 長： 8番に日高推進委員に関する議案が提出されております。よって南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により退室していただきます。

(日高推進委員退室)

議 長： これより質疑に入ります。
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： よろしいですか。それでは農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。
推進委員の皆さんにお伺いします。
議案第121号の集積計画について「異議なし」とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございました。全推進委員、承認やむなし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいまの推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第121号について、計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第121号は計画のとおり決定いたします。

(日高推進委員入室)

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。
次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： その他、あつせん申出、7月の行事予定について

議 長： 他にございませんか。

6 番： はい。

議 長： 淵脇委員どうぞ。

6 番： ○○については、担い手として登録されておりますか。この○○が集積した場合は、集積計画の実績になりますか。

事務局： 手元に資料がないので、確認してまた報告いたします。

議 長： ほかにありませんか。無いようですので、以上をもちまして、令和5年6月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋口 初男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員